官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一八）　二
〔法規的告示〕
○金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件（個人情報保護委・金融庁一）　二
〔その他告示〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象特別要人所在施設等を指定する件（警察庁二）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（外務二四〇）　三
○人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四一）　四
○人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四二）　四
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二〇八）　四
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産一〇五六）　四
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一〇五七）　四
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通九九〇）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同九九一、九九三～九九五）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同九九二、九九六、九九七）　六
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同九九八）　六
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　人事院　警察庁　復興庁　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
通　運
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　八
有限会社航空保安警備教育システムから代表者の氏名の変更の届出があった件（国家公安委告示配四）　八
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターから代表者変更の届出があった件（同五）　八
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（同六）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、司法書士懲戒処分、司法書士法人懲戒処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　二六

省　　令

○防衛省令第十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第八十七条の三十第四号の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十四日　　防衛大臣　小泉進次郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（防衛大臣くの事後の再就職の届出を要しない報酬額）	（防衛大臣くの事後の再就職の届出を要しない報酬額）
第六十五条の十四　令第八十七条の三十第四号に規定する防衛省令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、百六十万円とする。	**第六十五条の十四**　令第八十七条の三十第四号に規定する防衛省令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

法規的告示

○個人情報保護委員会・金融庁告示第一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第九条の規定に基づき、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十九年個人情報保護委員会・金融庁告示第一号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年七月二十四日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟
金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第４条　利用目的による制限（法第18条関係） 以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。	**第４条**　利用目的による制限（法第18条関係） 以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

法第18条第３項の場合の例としては、通則ガイドライン３－１－５（利用目的による制限の例外）に掲げている場合以外に、次に掲げる場合が考えられる。

①　法令（条例を含む。以下この条及び次条第１項において同じ。）に基づく場合

（例）

・　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第８条第１項に基づき疑わしい取引を届け出る場合

・　犯罪による収益の移転防止に関する法律第11条第４号及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）第32条第２項第１号に基づき、詐欺その他の犯罪若しくは犯罪による収益の移転に利用され、又はそのおそれがあると認めた預金又は貯金口座に関する情報であって取引時確認等の措置を行うに際して必要なものを他の預貯金取扱事業者に提供する場合

・　金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第210条、第211条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合

なお、法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、金融分野における個人情報取扱事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

②　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

法第18条第３項の場合の例としては、通則ガイドライン３－１－５（利用目的による制限の例外）に掲げている場合以外に、次に掲げる場合が考えられる。

①　法令（条例を含む。以下この条及び次条第１項において同じ。）に基づく場合

（例）

・　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第８条第１項に基づき疑わしい取引を届け出る場合

［加える。］

・　金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第210条、第211条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合

なお、法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、金融分野における個人情報取扱事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

②　［同左］

その他告示

○警察庁告示第二号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年七月二十四日

警察庁長官　楠　芳伸

平和記念公園

期間	令和八年八月五日から同月六日まで		
対象特別要人所在施設の所在地	広島県広島市中区	広島県広島市中区	広島県広島市西区
対象特別要人所在施設の区域	大手町一丁目十番及び中島町一番	大手町一丁目十番及び中島町一番（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域	広島県広島市中区	榎町、胡町（次の図面に示す部分に限る。）、大手町一丁目から四丁目まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、加古町、上八丁堀（次の図面に示す部分に限る。）、紙屋町一丁目及び二丁目、小網町、国泰寺町一丁目及び二丁目、堺町一丁目及び二丁目、新天地、立町及び住吉町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、寺町（次の図面に示す部分に限る。）、十日市町一丁目及び二丁目、土橋町、中島町、中町、西十日市町、猫屋町、八丁堀、広瀬北町（次の図面に示す部分に限る。）、広瀬町、袋町、富士見町（次の図面に示す部分に限る。）、舟入中町、舟入本町（次の図面に示す部分に限る。）、舟入町、堀川町（次の図面に示す部分に限る。）、本川町一丁目から三丁目まで、本通並びに三川町及び基町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	広島県広島市西区
			上天満町、観音本町一丁目、観音町、天満町、中広町一丁目及び東観音町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び広島県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○外務省告示第二百四十号

令和八年七月八日にホニアラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

令和八年七月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ソロモン諸島の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とソロモン諸島政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三十億円（三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、財政及び経済の強靱性強化のための開発政策借款として、ソロモン諸島政府による経済改革措置のための計画（以下「計画」という。）においてソロモン諸島政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ソロモン諸島政府に供与されることとなる。

2(1)　借款は、ソロモン諸島政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、二・三五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後一年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ソロモン諸島の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、ソロモン諸島政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で決定する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の取決めによって修正することができる。

4　ソロモン諸島政府は、ソロモン諸島政府の名義で開設される国家予算勘定に、借款の円貨による支出額に相当する額をソロモン諸島の通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ソロモン諸島政府の国家予算に編入される。

5　ソロモン諸島政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って実施されることを確保する。

6　ソロモン諸島政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　ソロモン諸島政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してソロモン諸島において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　ソロモン諸島政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

9　ソロモン諸島政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びソロモン諸島政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年七月八日にホニアラで

ソロモン諸島駐在

日本国特命全権大使　樋口恵一

ソロモン諸島

外務貿易大臣　リック・ネルソン・ホウエニプエラ閣下

（ソロモン諸島側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ソロモン諸島政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年七月八日にホニアラで

ソロモン諸島

外務貿易大臣　リック・ネルソン・ホウエニプエラ

ソロモン諸島駐在

日本国特命全権大使　樋口恵一閣下

○外務省告示第二百四十一号

令和八年五月三日にナイロビで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

令和八年七月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　二億六千百万円

3　贈与等の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日本側　茂木敏充外務大臣

ケニア側　ムサリア・ムダバディ内閣筆頭長官兼外務・ディアスポラ担当長官

○外務省告示第二百四十二号

令和八年六月三十日にアクラで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

令和八年七月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　三億四千百万円

3　贈与等の供与期限　令和十六年十二月三十一日

4　署名者

日本側　義本博司在ガーナ大使

ガーナ側　カジジャ・イドリス外務事務次官

令和八年七月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○財務省告示第二百八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和八年六月十八日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年七月二十四日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第25回	8,200,000,000円	104.62円
〃	第31回	6,700,000,000円	100.62円
〃	第31回	100,000,000円	100.92円
合計		15,000,000,000円	

○農林水産省告示第五十五号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Rheum L.	甲斐（かい）メディカゼネラル　1号	山梨県 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号	第31668号 令和８年５月14日

○農林水産省告示第五十六号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Actinidia Lindl.	SORELI	University of Udine Via Palladio 8, IT-33100 Udine, Italy	第28958号 令和８年５月11日
Hydrangea L.	愛花（あいか）No.1	菅谷政行 千葉県旭市新町1566―２	第36044号 令和８年５月20日

○国土交通省告示第九百九十号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

(一)　登録番号　27

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　日本グラウト協会

(三)　変更後の代表者の氏名　和田　康夫

(四)　変更年月日　令和八年六月八日

○国土交通省告示第九百九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東沢

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十五年建設省告示第千二十九号で指定した同号七に掲げる土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、一点と三点及び二点と四点を昭和四十五年建設省告示第千二十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線並びに三点と四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 32′ 14.6030″	138° 40′ 18.3823″
2	36° 32′ 14.0977″	138° 40′ 16.9043″
3	36° 32′ 26.1342″	138° 40′ 21.9063″
4	36° 32′ 26.2409″	138° 40′ 20.8971″

○国土交通省告示第九百九十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県吾妻郡長野原町大字横壁の区域内の土地のうち、次の一点から八十八点までを順次結んだ線及び一点と八十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 32′ 22.1601″	138° 40′ 20.9503″
2	36° 32′ 21.6717″	138° 40′ 20.5463″
3	36° 32′ 21.7084″	138° 40′ 20.5134″

4	36° 32′ 21.5080″	138° 40′ 20.3458″
5	36° 32′ 21.2849″	138° 40′ 20.5454″
6	36° 32′ 21.2621″	138° 40′ 20.5217″
7	36° 32′ 21.1654″	138° 40′ 20.4140″
8	36° 32′ 21.0496″	138° 40′ 20.2732″
9	36° 32′ 20.9395″	138° 40′ 20.1257″
10	36° 32′ 20.8353″	138° 40′ 19.9717″
11	36° 32′ 20.7372″	138° 40′ 19.8115″
12	36° 32′ 20.6456″	138° 40′ 19.6456″
13	36° 32′ 20.4963″	138° 40′ 19.3606″
14	36° 32′ 20.3318″	138° 40′ 19.0819″
15	36° 32′ 20.3055″	138° 40′ 19.0259″
16	36° 32′ 20.2177″	138° 40′ 18.8569″
17	36° 32′ 20.1208″	138° 40′ 18.6957″
18	36° 32′ 20.0153″	138° 40′ 18.5430″
19	36° 32′ 19.9128″	138° 40′ 18.4127″
20	36° 32′ 19.8039″	138° 40′ 18.2905″
21	36° 32′ 19.6983″	138° 40′ 18.1854″
22	36° 32′ 19.6050″	138° 40′ 18.0957″
23	36° 32′ 19.5074″	138° 40′ 18.0185″
24	36° 32′ 19.5627″	138° 40′ 17.8956″
25	36° 32′ 19.3333″	138° 40′ 17.7426″
26	36° 32′ 19.1947″	138° 40′ 18.0483″
27	36° 32′ 18.8167″	138° 40′ 17.8871″
28	36° 32′ 18.4389″	138° 40′ 17.7651″
29	36° 32′ 18.0465″	138° 40′ 17.6854″
30	36° 32′ 17.6549″	138° 40′ 17.6487″
31	36° 32′ 17.2051″	138° 40′ 17.6280″
32	36° 32′ 15.5489″	138° 40′ 17.5432″
33	36° 32′ 15.4768″	138° 40′ 17.5411″
34	36° 32′ 15.4109″	138° 40′ 17.5417″
35	36° 32′ 15.3463″	138° 40′ 17.5450″
36	36° 32′ 15.2817″	138° 40′ 17.5505″
37	36° 32′ 15.2056″	138° 40′ 17.5601″
38	36° 32′ 15.1411″	138° 40′ 17.5715″
39	36° 32′ 15.0771″	138° 40′ 17.5852″
40	36° 32′ 14.9839″	138° 40′ 17.6112″
41	36° 32′ 14.7459″	138° 40′ 17.6366″
42	36° 32′ 14.7076″	138° 40′ 17.7162″
43	36° 32′ 14.4455″	138° 40′ 17.7904″
44	36° 32′ 14.4032″	138° 40′ 17.7980″
45	36° 32′ 14.2887″	138° 40′ 17.4630″
46	36° 32′ 14.8292″	138° 40′ 17.0591″
47	36° 32′ 14.9017″	138° 40′ 17.0167″
48	36° 32′ 15.3110″	138° 40′ 16.9483″
49	36° 32′ 15.2755″	138° 40′ 16.8515″
50	36° 32′ 15.2255″	138° 40′ 16.7657″
51	36° 32′ 15.2608″	138° 40′ 16.7380″
52	36° 32′ 15.1447″	138° 40′ 16.3938″
53	36° 32′ 15.4241″	138° 40′ 16.2951″
54	36° 32′ 15.4378″	138° 40′ 16.3190″
55	36° 32′ 15.4997″	138° 40′ 16.4521″
56	36° 32′ 15.5561″	138° 40′ 16.5741″
57	36° 32′ 15.5906″	138° 40′ 16.6343″
58	36° 32′ 15.7904″	138° 40′ 16.9245″
59	36° 32′ 16.2994″	138° 40′ 17.0904″
60	36° 32′ 16.3950″	138° 40′ 17.0223″
61	36° 32′ 16.4452″	138° 40′ 16.9944″
62	36° 32′ 16.9085″	138° 40′ 16.9903″
63	36° 32′ 17.0167″	138° 40′ 17.0041″
64	36° 32′ 17.1486″	138° 40′ 16.9896″
65	36° 32′ 17.5797″	138° 40′ 16.9963″
66	36° 32′ 17.8856″	138° 40′ 17.0016″
67	36° 32′ 18.2206″	138° 40′ 17.0740″
68	36° 32′ 18.2858″	138° 40′ 17.0833″
69	36° 32′ 18.4770″	138° 40′ 17.1004″
70	36° 32′ 18.9352″	138° 40′ 17.2087″
71	36° 32′ 19.3890″	138° 40′ 17.3859″
72	36° 32′ 19.4622″	138° 40′ 17.4580″
73	36° 32′ 19.4371″	138° 40′ 17.5135″
74	36° 32′ 19.6658″	138° 40′ 17.6673″
75	36° 32′ 19.8084″	138° 40′ 17.3554″
76	36° 32′ 20.3011″	138° 40′ 17.6928″
77	36° 32′ 20.8785″	138° 40′ 18.5353″
78	36° 32′ 21.0719″	138° 40′ 18.8309″
79	36° 32′ 21.4304″	138° 40′ 19.3790″
80	36° 32′ 21.4487″	138° 40′ 19.4070″
81	36° 32′ 21.4753″	138° 40′ 19.4477″
82	36° 32′ 21.6520″	138° 40′ 19.7178″
83	36° 32′ 21.8809″	138° 40′ 19.9295″
84	36° 32′ 21.7995″	138° 40′ 20.0846″
85	36° 32′ 21.6749″	138° 40′ 20.1961″
86	36° 32′ 21.8762″	138° 40′ 20.3631″
87	36° 32′ 21.9091″	138° 40′ 20.3336″
88	36° 32′ 22.3129″	138° 40′ 20.6659″

○国土交通省告示第九百九十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　明治三十九年内務省告示第百十一号で指定した土地のうち、次に掲げる土地（香芝市穴虫三一三一番二二、三一三一番六一、三一三一番六三、三一三一番六五、三一三一番七八及び三一三一番七九を除く。）

奈良県北葛城郡二上村大字穴虫

字赤土平（耕宅地を除く）

二　明治三十九年内務省告示第百十一号で指定した土地のうち、次に掲げる土地（香芝市上中一三四〇番一、一三四〇番二、一三四六番、一三四七番一、一三四九番三、一三五〇番一、一三五〇番二、香芝市関屋北一丁目一三一四番一一、一三四八番一、一三四九番一、一三四九番二、一三四九番四、香芝市関屋北八丁目一三五一番一、一三五一番四、一三五一番五、一三五二番一、一三五二番八から一三五二番四〇まで、一三五二番四三及び一三五二番四五から一三五二番四八までを除く。）

奈良県北葛城郡志都美村大字上中

字シフ谷

三　明治三十九年内務省告示第百十一号で指定した土地のうち、次に掲げる土地

奈良県北葛城郡志都美村大字上中

字マルヲ

○国土交通省告示第九百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　明治三十九年内務省告示第百十二号で指定した土地のうち、次に掲げる土地（香芝市関屋一五七六番、一五七七番一、一五七七番二、一五七八番二、一五七八番一三、一五八一番一〇、一五八一番一一、一五八二番、一五八三番及び一五八四番を除く。）

奈良県北葛城郡二上村大字関屋

字西山

二　明治三十九年内務省告示第百十二号で指定した土地のうち、次に掲げる土地（香芝市関屋八一一番一、八一一番二、八一三番二、八八一番一から八八一番三まで、八七一番及び八九六番を除く。）

奈良県北葛城郡二上村大字関屋

字間谷（耕宅地を除く）

三　明治三十九年内務省告示第百十二号で指定した土地のうち、次に掲げる土地

奈良県北葛城郡二上村大字関屋

字ハメタニ

四　明治三十九年内務省告示第百十二号で指定した土地のうち、次に掲げる土地

奈良県北葛城郡二上村大字関屋

字七郷山

五　明治三十九年内務省告示第百十二号で指定した土地のうち、次に掲げる土地

奈良県北葛城郡二上村大字関屋

字柳谷

○国土交通省告示第九百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　明治三十九年内務省告示第百十二号で指定した土地のうち、次に掲げる土地

奈良県北葛城郡志都美村大字畠田

字打越（耕宅地を除く）

二　明治三十九年内務省告示第百十二号で指定した土地のうち、次に掲げる土地（北葛城郡王寺町畠田二七二三番、二七二六番、二七二七番、二七二八番、二七二九番、二七三〇番、二七三一番一から二七三一番三まで、二七三六番、二七三七番、二七三八番一及び二七三八番二を除く。）

奈良県北葛城郡志都美村大字畠田

字尾戸

三　明治三十九年内務省告示第百十二号で指定した土地のうち、次に掲げる土地（北葛城郡王寺町畠田九丁目二三六九番一、二三七〇番、二三七一番一、二三七一番二、二三七三番四及び二三七四番一を除く。）

奈良県北葛城郡志都美村大字畠田

字深池（耕宅地及池を除く）

○国土交通省告示第九百九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥ヶ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十八年建設省告示第二千三百五十七号で指定した奥ヶ谷川に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県多可郡多可町八千代区下野間

字中ノ坪　四一一番

三五七番二六

三五七番二七

一号から四号まで、九十号及び九十一号五号から七号まで、八号、九号及び八十一号から八十九号まで

三五七番二六

地先道路敷

三五七番七二

地先水路敷

四一二番

十一号及び十二号

十三号から二十号まで

三五七番三〇　二十一号から六十七号まで

三五七番七一　六十八号から七十五号まで

三五七番二九　七十六号から七十八号まで

三五七番八〇　七十九号

地先水路敷

三五七番八〇　八十号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

市場北谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県豊岡市市場

字城下

三一一四番一　一号

三一一五番　二号及び三号

三一一六番　四号

三〇四番　五号

三〇三番　六号

三一二番　十号

三一三番二　十一号

三一三番一　十三号

字松原

一二番　七号

一三番　八号及び九号

一八番一　十二号

一八番　十四号から十六号まで

一九番　十七号及び十八号

六四四番　十九号

六四一番　二十号

六四二番　二十一号及び二十二号

六四〇番　二十三号及び二十四号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二間塚川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県丹波市春日町多利

字二間塚　三〇一二番　一号及び十一号

三〇〇三番　二号から四号まで

三〇〇五番　五号

三〇〇二番　六号及び七号

三〇〇一番　八号から十号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

羽渕川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 13′ 23.5461″	134° 47′ 28.6518″
2	35° 13′ 23.0704″	134° 47′ 29.0729″
3	35° 13′ 22.9261″	134° 47′ 29.7622″
4	35° 13′ 22.5774″	134° 47′ 29.2505″
5	35° 13′ 22.5788″	134° 47′ 28.1554″
6	35° 13′ 22.1730″	134° 47′ 27.4073″
7	35° 13′ 22.7187″	134° 47′ 25.9215″
8	35° 13′ 24.0570″	134° 47′ 26.1420″
9	35° 13′ 23.9146″	134° 47′ 26.8446″
10	35° 13′ 23.9955″	134° 47′ 27.6270″

○国土交通省告示第九百九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

森山川二

二　砂防法第二条の土地の表示

福岡県久留米市田主丸町地徳の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域（令和六年国土交通省告示第九百七十一号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33° 19′ 18.1450″	130° 40′ 42.5843″
2	33° 19′ 16.4522″	130° 40′ 42.4220″
3	33° 19′ 15.3767″	130° 40′ 42.7979″
4	33° 19′ 14.5860″	130° 40′ 42.7717″
5	33° 19′ 14.4800″	130° 40′ 43.1048″
6	33° 19′ 13.1128″	130° 40′ 43.3748″
7	33° 19′ 12.3701″	130° 40′ 43.2763″
8	33° 19′ 11.0066″	130° 40′ 42.6036″
9	33° 19′ 09.5946″	130° 40′ 40.8907″
10	33° 19′ 09.3845″	130° 40′ 39.9842″
11	33° 19′ 08.4196″	130° 40′ 37.7738″
12	33° 19′ 09.0666″	130° 40′ 35.9362″
13	33° 19′ 10.3330″	130° 40′ 36.4222″
14	33° 19′ 10.8360″	130° 40′ 37.8637″
15	33° 19′ 11.0267″	130° 40′ 40.3076″
16	33° 19′ 11.3763″	130° 40′ 41.0542″
17	33° 19′ 12.6501″	130° 40′ 42.2139″
18	33° 19′ 14.0127″	130° 40′ 42.0048″
19	33° 19′ 16.3357″	130° 40′ 40.3524″
20	33° 19′ 16.6345″	130° 40′ 40.7739″
21	33° 19′ 17.9601″	130° 40′ 41.1141″
22	33° 19′ 18.1359″	130° 40′ 41.4171″

○国土交通省告示第九百九十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年七月八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5433号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び膨脹併用式以外のもの）（体重が15キログラム以上40キログラム未満の小児用）	TK－210C型	高階救命器具株式会社	布地の色の追加
第5434号	〃	TK－210Y型	〃	〃

国会事項

衆議院

議案提出

七月二十二日委員長から提出した議案は次のとおりである。

建築士法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）

議案送付

七月二十二日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

建築士法の一部を改正する法律案

通知書受領

七月二十二日内閣から衆議院議員落合貴之提出高市政権の掲げる責任ある積極財政と財政規律の在り方に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員有田芳生提出拉致被害者家族等への情報提供に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員有田芳生提出三団体訪米に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員有田芳生提出戦没者遺骨ＤＮＡ鑑定に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員有田芳生提出拉致の可能性を排除できない三十数名に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山本ジョージ提出生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員長妻昭提出氏名・住所付き病歴を統計特例で本人同意無く企業や個人事業主に提供できる規定が新設された個人情報保護法改正法案に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院

議案提出

七月二十二日衆議院から次の議案が提出された。

建築士法の一部を改正する法律案（衆第三八号）

議案受領（予備審査）

七月二十二日衆議院から次の議案が送付された。

建築士法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）（衆第三八号）

議案付託

七月二十二日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

建築士法の一部を改正する法律案（衆第三八号）

国土交通委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

予防接種法の一部を改正する法律案（閣法第六三号）

厚生労働委員会に付託

質問主意書提出

七月二十二日議員から次の質問主意書が提出された。

養子皇族男子の子の皇位継承権に係る総理答弁に関する質問主意書（蓮舫提出）（第一〇二号）

高齢者の生活苦に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第一〇三号）

参議院議員通常選挙の実施時期に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第一〇四号）

留置施設における外国人被留置者の死亡事案及び政府の対応に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一〇五号）

通知書受領

七月二十二日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出事業所税の課税団体の要件に関する質問（第七一号）（答弁することができる期限　七月二十四日）

参議院議員石垣のりこ提出高市内閣総理大臣等の個人アカウントからの政府情報の発信に係る公文書管理法の適用に関する質問（第七二号）（同　七月二十四日）

参議院議員牧山ひろえ提出リニア中央新幹線神奈川県駅を核とした首都圏南西部における広域交流・成長拠点構想に関する質問（第七三号）（同　七月二十四日）

参議院議員牧山ひろえ提出国家戦略等における京浜臨海部の位置付けに関する質問（第七四号）（同　七月二十四日）

参議院議員牧山ひろえ提出技術立国日本を支える人材育成に関する質問（第七五号）（同　七月二十四日）

参議院議員奥田ふみよ提出原子力規制委員会の審査能力及び全原発再点検の必要性に関する質問（第七六号）（同　七月二十四日）

参議院議員奥田ふみよ提出被災地における生活再建のための介護従事者確保策に関する質問（第七七号）（同　七月二十四日）

参議院議員奥田ふみよ提出「人を殺傷する能力」を有する防衛装備品に関する質問（第七八号）（同　七月二十四日）

参議院議員奥田ふみよ提出校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問（第七九号）（同　七月二十四日）

参議院議員石橋通宏提出持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の国内推進体制及び国際社会における主導的役割に関する質問（第八〇号）（同　七月二十八日）

参議院議員ラサール石井提出六ヶ所再処理工場のアクティブ試験等に関する質問（第八一号）（同　七月二十八日）

参議院議員ラサール石井提出国立女性教育会館の宿泊・研修機能及び障害者の学習・交流機会の保障に関する質問（第八二号）（同　七月二十八日）

参議院議員ラサール石井提出国立女性教育会館の機能強化に係る政策決定過程に関する質問（第八三号）（同　七月二十八日）

参議院議員ラサール石井提出第六次男女共同参画基本計画における女子差別撤廃条約の遵守状況に関する質問（第八四号）（同　七月二十八日）

参議院議員ラサール石井提出国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に関する質問（第八五号）（同　七月二十八日）

参議院議員ラサール石井提出ＰＦＩ手法による国立劇場の建て替えに関する質問（第八六号）（同　七月二十八日）

参議院議員ラサール石井提出同志社国際高等学校の教育行為への文部科学省の対応に関する質問（第八七号）（同　七月二十八日）

参議院議員ラサール石井提出ずい道等建設労働者健康情報管理システムを活用したトンネルじん肺労働者の救済に関する質問（第八八号）（同　七月二十八日）

参議院議員ラサール石井提出パーキンソン病治療薬の安定的な供給に関する質問（第八九号）（同　七月二十八日）

参議院議員羽田次郎提出陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染に係る対応に関する質問（第九〇号）（同　七月二十八日）

参議院議員伊勢崎賢治提出帰化審査の厳格化に関する質問（第九一号）（同　七月二十八日）

参議院議員伊勢崎賢治提出在日アフガニスタン人に対する領事支援の喪失及び生活基盤の安定化に関する質問（第九二号）（同　七月二十八日）

参議院議員吉良よし子提出関東大震災時の朝鮮人虐殺事件に関する質問（第九三号）（同　七月二十八日）

参議院議員辻元清美提出ペトリオットＰＡＣ－２の部品（シーカージャイロ）の米国への移転に関する質問（第九四号）（同　七月二十八日）

参議院議員石垣のりこ提出将来の皇位継承に関する政府答弁の整合性に関する質問（第九五号）（同　七月二十八日）

参議院議員石垣のりこ提出ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する再質問（第九六号）（同　七月二十八日）

報告書提出

七月二十二日委員長から次の報告書を提出した。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二九号）審査報告書

また、同日憲法審査会会長から次の報告書を提出した。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一一号）審査報告書

人事異動

内閣

（財務省大臣官房付）財務事務官　小中　章雄
（財務省主計局主計官（国土交通第一係、国土交通第二係、国土交通第三係、国土交通第四係、国土交通第五係、国土交通第六係、公共事業総括第一係、公共事業総括第二係担当）同　湯山壮一郎
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室）内閣事務官　積田　北辰
国家安全保障局の併任を解除する
内閣官房副長官補付の併任を解除する
（財務省大臣官房付）財務事務官　原田　佳典
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上七月二十二日）

人事院

（事務総局審議官）
総務課長事務取扱を命ずる
（人事課長）　野口　孝宏
総務課付に併任する
（総合政策課長）　神宮司英弘
総務課付の併任を解除する
（総務課長）　柳田　健一
公務員研修所教務部政策研修分析官に転任させる
（人事課人事戦略室長）　谷内　絵理
総務課総務企画調整官に併任する
（総務課総務企画調整官）　川浦　恵
総務課広報室長に配置換する
総務課広報室長の併任を解除する（以上七月十三日）

警察庁

（警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（生活安全局担当））警視監　服部　準
警察庁生活安全局保安課長事務取扱を命ずる（六月二十三日）
（警察大学校教務部教務課長）
警視正　髙橋　和成
警察大学校交通教養部長兼教官教養部長を命ずる
（警察大学校交通教養部長）警視長　中村　真二
関東管区警察局総務監察部長兼広域調整部長を命ずる（以上六月二十四日）
（関東管区警察局サイバー特別捜査部長兼警察庁サイバー警察局付）警視長　増沢　五郎
警察庁サイバー警察局サイバー捜査課長を命ずる
（警察庁長官官房企画官兼人事課理事官兼技術総括審議官付）
警察庁技官　山本　貴之
警視正に任命する
関東管区警察局サイバー特別捜査部長兼警察庁サイバー警察局付を命ずる（以上六月二十六日）
（警察庁長官官房総務課広報室長兼生活安全局付）警視長　大門　雅弘
警察庁生活安全局保安課長を命ずる
（警察大学校副校長兼警察庁官官房審議官（生活安全局担当））警視監　服部　準
警察庁生活安全局保安課長事務取扱を免ずる（以上六月三十日）

復興庁

（財務省主税局参事官国際租税総合調整官）財務事務官　宇多村哲也
復興事務官（統括官付参事官）に転任させる
（統括官付参事官）復興事務官　中田　和幸
財務省に出向させる
（財務省大臣官房付）財務事務官　長谷部貴史
復興事務官（統括官付参事官）に併任する
（同）同　木村　公一
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（以上七月二十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、エジプトの国祭日につき、七月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

通運

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

令和八年七月二十四日

海難審判所長　永本　和寿

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二六七二	惠良　健史	八・四・二三
二六七三	立石　凜花	〃・〃・〃
二六七四	關　昌芳	〃・〃・二四
二六七五	鈴木　章二	〃・五・一三
二六七六	瀬口　倖司	〃・〃・二五
二六七七	能勢　直征	〃・〃・二八
二六七八	浅野　真央	〃・六・一一
二六七九	髙木　省吾	〃・〃・二四

登録抹消

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一二〇二	久留　達夫	八・四・八	申請

国家公安委員会告示配第四号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項の規定により登録した有限会社航空保安警備教育システムから代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第三十九条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月二十四日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

一　有限会社航空保安警備教育システムの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　徳永　威

㈡　変更後の代表者の氏名　三島　良平

二　変更の年月日　令和八年六月一日

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人山岡徳光の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年７月24日　和歌山地方法務局

司法書士法人懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第48条第１項第２号の規定に基づき、令和８年６月11日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和８年７月24日　法務大臣　平口　　洋

記

名称　司法書士法人はたの法務事務所
所属する司法書士会　東京司法書士会
法人番号　11―00134
事務所の所在地　東京都杉並区荻窪五丁目16番12号荻窪ＮＫビル５階

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第５号
愛知県西尾市下町築山５６番地７
清算株式会社　大恵工業株式会社
代表清算人　杉　浦　　修
１　決定年月日　令和８年７月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（ヒ）第１００３号
福岡市西区今津字津本５４１３番地１４
清算株式会社　株式会社ＬＥＶＥＬ
代表清算人　藤池　亮一
１　決定年月日　令和８年７月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（ヒ）第１００２号
福岡市西区今津字津本5413番地14
清算株式会社　シークレバー株式会社
代表清算人　　所　崎　紀　郎
１　決定年月日　令和８年７月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（ヒ）第１００４号
福岡県大野城市白木原四丁目７番３号
清算株式会社　株式会社Ｔ・Ｂ・Ｃ
代表清算人　　藤　池　亮　一
１　決定年月日　令和８年７月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（ヒ）第１００１号
福岡市西区今津字津本5413番14
清算株式会社　株式会社ジェイ・エフ・シィ
代表清算人　　藤　池　亮　一
１　決定年月日　令和８年７月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０９０号
東京都新宿区西新宿六丁目１１番３号Ｄタワー西新宿１０階
清算株式会社　株式会社ｃｅｎｔｕｒｙ
１　決定年月日　令和８年７月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

監 督 命 令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

		給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取	
	給与所得者等再生による再生手続開始	給与所得者等再生による再生計画認可	
小規模個人再生による再生計画取消			
小規模個人再生による再生手続廃止		所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告	

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十三日
掲載頁　二頁
令和八年七月二十四日
北海道虻田郡倶知安町ニセコひらふ四条一丁目三番三号
（甲）Ｔｒｉｐｌｅ８株式会社
代表取締役　竹入　厚志
東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内
（乙）合同会社ＭＯＵＮＴ１
代表社員　一般社団法人ＭＯＵＮＴ
職務執行者　池田　勉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十七日
掲載頁　九十九頁（号外第九十八号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年七月二十四日
東京都千代田区鍛冶町一丁目八番六号
（甲）株式会社池田理化
代表取締役　高橋　秀雄
東京都千代田区鍛冶町一丁目八番六号
（乙）有限会社アイケイディ
取締役　岩元　奏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することに致しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tenpos.com/c/public_notice

令和八年七月二十四日
東京都大田区南蒲田一丁目一番二五号
（甲）株式会社テンポスドットコム
代表取締役　品川　絵美
東京都北区志茂二―四八―一四後上店舗二号室
（乙）合同会社Ｓｐｒｉｎｇ　Ｂｅａｒ
代表社員　矢熊　陽平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十四日
掲載頁　九十五頁（号外第一五七号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十四日
掲載頁　七十五頁（号外第一五七号）
令和八年七月二十四日
東京都昭島市代官山三丁目一番一号
（甲）昭和飛行機工業株式会社
代表取締役　森本　大
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階
（乙）株式会社ＢＣＪ―４９
代表取締役　森本　大

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月十六日
掲載頁　八十七頁（号外第一五九号）
令和八年七月二十四日
東京都渋谷区神宮前六丁目三五番三号コープオリンピア七三四
（甲）伊藤総研株式会社
代表取締役　伊藤　伸之
東京都渋谷区神宮前六丁目三五番三号コープオリンピア七三四
（乙）合同会社ｉｔｓｋｎ
代表社員　伊藤　伸之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式二万株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十六日
掲載頁　八十六頁（号外第一五九号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十六日
掲載頁　八十九頁（号外第一五九号）
令和八年七月二十四日
東京都品川区西五反田七丁目二三番一号第三ＴＯＣビル七階二号室
（甲）テッド株式会社
代表取締役　小峰　章
東京都品川区西五反田七丁目二三番一号第三ＴＯＣビル七階二号室
（乙）株式会社ストーリア
代表取締役　小峰　章

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十四日
掲載頁　三頁
令和八年七月二十四日
東京都千代田区大手町二丁目二番二号アーバンネット大手町ビル一四階
（甲）株式会社ＣＲ０１
代表取締役　松浦　多克
東京都千代田区大手町二丁目二番二号アーバンネット大手町ビル一四階
（乙）株式会社ＣＲ０２
代表取締役　岩佐厳太郎

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十四日
掲載頁　三頁
令和八年七月二十四日
東京都千代田区大手町二丁目二番二号アーバンネット大手町ビル一四階
（甲）株式会社ＣＲ０１
代表取締役　松浦　多克
東京都千代田区岩本町一―一〇―三紀繁ビル二階
（乙）株式会社コネクトレクト
代表取締役　松浦　多克

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十四日
掲載頁　三頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十四日
掲載頁　三頁
令和八年七月二十四日
東京都大田区上池台四丁目二二番六号
（甲）株式会社エイチ・エス・ジェイ
代表取締役　三田　浩貴
東京都品川区西五反田五丁目五番五号
（乙）通研エンジニアリング株式会社
代表取締役　三田　浩貴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十四日
掲載頁　四頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十四日
掲載頁　四頁
令和八年七月二十四日
東京都千代田区神田神保町三―一二―三
神保町スリービル八階
（甲）株式会社ＫＨホールディングス
代表取締役　大河内　欧
福岡市博多区博多駅前二丁目一〇番一九号
福岡ファッションビル六Ｆ
（乙）株式会社カナエキモノハーツ
代表取締役　藤林　博行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十九日
掲載頁　八十五頁（号外第一一〇号）
令和八年七月二十四日
静岡県浜松市中央区篠ケ瀬町一二九五番地一
（甲）マックスバリュ東海株式会社
代表取締役　作道　政昭
三重県松阪市大口町一四一番地
（乙）デリカ食品株式会社
代表取締役　岡田　邦和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十五日
掲載頁　七十四頁（号外第一五八号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十五日
掲載頁　七十四頁（号外第一五八号）
令和八年七月二十四日
愛知県瀬戸市西米泉町九二番地
（甲）株式会社ＷＴＭコーポレーション
代表取締役　前田　哲次
愛知県瀬戸市西米泉町九二番地
（乙）株式会社ユースフル
代表取締役　前田　哲次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十五日
掲載頁　七十五頁（号外第一五八号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十三日
掲載頁　四十二頁（号外第九十五号）
令和八年七月二十四日
京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町六〇八番地九
（甲）株式会社古瀬組
代表取締役　小田　真也
東京都中央区東日本橋二丁目二八番三号
（乙）新技術工営株式会社
代表取締役　稲垣　正美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.only.co.jp/ir/
（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和八年七月二十四日
京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町三〇三番地
（甲）株式会社オンリー
代表取締役　中村　直樹
京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町三〇三番地
（乙）株式会社しがぎん事業承継ファンド四号
代表取締役　中村　直樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十九日
掲載頁　一三五頁（号外第一三五号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十九日
掲載頁　七十四頁（号外第一三五号）
令和八年七月二十四日
大阪市中央区平野町一丁目四番八号
（甲）株式会社医療情報システム
代表取締役　八木　康一
千葉市中央区登戸一丁目九番地一
（乙）株式会社ベイサイドコム
代表取締役　八木　康一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　一〇五頁（号外第一四五号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　一五四頁（号外第一四三号）
令和八年七月二十四日
岡山市南区浦安南町六七二番地一
（甲）匠航空株式会社
代表取締役　森岡　匠
京都市伏見区向島柳島一番地
（乙）Ｓｐａｃｅ　Ａｖｉａｔｉｏｎ株式会社
代表取締役　保田　晃宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　一〇五頁（号外第一四五号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　一五四頁（号外第一四三号）
令和八年七月二十四日
岡山市南区浦安南町六七二番地一
（甲）匠航空株式会社
代表取締役　森岡　匠
京都市伏見区向島柳島一番地
（乙）Ｓｐａｃｅ　Ａｖｉａｔｉｏｎ株式会社
代表取締役　保田　晃宏

合併公告

左記法人は吸収合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は消滅することになりました。効力発生日は令和八年九月一日です。

また、甲は効力発生日をもって、名称を「公益財団法人さがのみどり未来創造基金」に変更します。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年八月二十四日までにお申し出ください。

なお、各法人の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲及び乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和八年七月二十四日
佐賀県佐賀市城内一丁目一番五十九号（佐賀県庁森林整備課内）
（甲）公益財団法人さが緑の基金
理事長　井手　宣拓
佐賀県佐賀市城内一丁目一番五十九号（佐賀県庁林業課内）
（乙）公益財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金
理事長　井手　宣拓

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十四日

掲載頁　五十五頁（号外第一五七号）

令和八年七月二十四日

仙台市泉区南中山二丁目二四番一〇号

（甲）ＴＡＴＲホールディングス株式会社

代表取締役　海道　謙司

仙台市泉区南中山二丁目二四番一〇号

（乙）海道建設株式会社

代表取締役　海道　謙司

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割によりＫＨ株式会社（乙、住所東京都新宿区四谷三栄町九番六号四谷三栄町スクエア四階）の資産管理に関する事業の権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月十五日

掲載頁　七十一頁（号外第一五八号）

令和八年七月二十四日

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六番八―二三一一号

ＫＨＲ株式会社

代表取締役　堀口　圭

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割によりＫＨ株式会社（乙、住所東京都新宿区四谷三栄町九番六号四谷三栄町スクエア四階）の不動産事業の権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月十五日

掲載頁　七十一頁（号外第一五八号）

令和八年七月二十四日

東京都新宿区四谷三栄町九番六号四谷三栄町スクエア四階　ＫＨ分割準備株式会社

代表取締役　堀口　圭

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の信託受益権管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月二十三日

掲載頁　二頁

令和八年七月二十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

（甲）合同会社ＭＯＵＮＴ

代表社員　一般社団法人ＭＯＵＮＴ

職務執行者　池田　勉

北海道虻田郡倶知安町ニセコひらふ四条一丁目三番三号

（乙）Ｔｒｉｐｌｅ８株式会社

代表取締役　竹入　厚志

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の自動車向け部品の製造販売事業のうち浜松事業所において運営されている事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　一三二頁（号外第一四五号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月二十四日

名古屋市中村区名駅四丁目九番八号

（甲）豊通オートモーティブクリエーション株式会社

代表取締役　堀崎　太

名古屋市中村区名駅四丁目九番八号

（乙）豊田通商株式会社

代表取締役　今井斗志光

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のリース事業及び資産管理事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月十六日

掲載頁　二十四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月十六日

掲載頁　二十二頁

令和八年七月二十四日

滋賀県彦根市駅東町八番地一二

（甲）株式会社エスピット

代表取締役　生子　重信

滋賀県彦根市外町一一一番地一

（乙）株式会社エス・エス商会

代表取締役　生子　嘉一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＯＵＴＲＩＴＨＭ（住所東京都千代田区内幸町二丁目一番六号）に対して当社のＹｏｕＴｕｂｅコンサルティング事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十八日

掲載頁　八十九頁（号外第一三四号）

令和八年七月二十四日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

株式会社ＬＯＣＵＳ

代表取締役　瀧　良太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十四日

千葉県富里市七栄五三三番地一アクアグリーンⅡ二〇五　ハセワークス合同会社

代表社員　長谷川剛裕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十四日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号宮益坂ビルディング六〇九号室

合同会社ウェブリブ

代表社員　飯田　雅大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十四日

東京都江東区永代二丁目一〇番二号オパール門前仲町二〇一　合同会社ＫＺ１

代表社員　山本　一惟

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十四日

東京都足立区柳原一丁目二九番四号アールズコートＩ二〇一

合同会社ソウェル研究所

代表社員　倉持　勇介

組織変更公告

当社は、令和八年八月二十六日を効力発生日として、株式会社に組織変更し、商号をプリイム株式会社とすることにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月二十四日

東京都世田谷区赤堤二丁目二八番一六号

ＰＲＥＭＭ合同会社

代表社員　川畑　孝徳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社リダールホールディングスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十四日

東京都中野区東中野三丁目一番二〇号

合同会社ＲＥ．Ｄｏｗｌ

代表社員　山家　尚

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十四日

東京都足立区梅田七丁目二四番一三Ｊ―ＰＡＲＫ梅島九〇三

合同会社ＧＲＥＥＮ　ＳＰＡ

代表社員　野村　愛美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十四日

東京都台東区浅草五丁目三五番七号

合同会社山村家

代表社員　石崎　友輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社あおいとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十四日

愛知県名古屋市西区比良三丁目一六八番地の二

合同会社あおい

代表社員　安達　拓也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十四日

愛知県大府市横根町平子一六九―八

合同会社よろずサポート

代表社員　飯田　慶

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年七月二十四日

京都府城陽市寺田奥山一番地の六二

農事組合法人京都養鶏生産組合

理事　西田　詔子

組織変更公告

当会社は、合同会社から株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十四日

兵庫県芦屋市呉川町四番八号

合同会社ワイズ

代表社員　山本真紀子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十四日

広島県福山市引野町南一丁目二二番一〇号

合同会社Ｌｉｇ

代表社員　小野　利香

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千六百三十四万三千百六十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十五日

掲載頁　二十五頁

令和八年七月二十四日

東京都渋谷区桜丘町二三番三号

株式会社Ｋａｎａｇｌｅｅ

代表取締役　宮川　翼

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六千百三十六万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十七日

掲載頁　一〇九頁（号外第九十八号）

令和八年七月二十四日

東京都千代田区大手町二丁目二番二号

ＪＳＦＰマネジメント株式会社

代表取締役　山口　亮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千百七十五万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十四日

東京都千代田区大手町二丁目二番二号

ＪＳＦＰ　Ｇｒｅｅｎ株式会社

代表取締役　菊地　重光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十万円減少し二万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十四日

東京都新宿区新宿三―九―九―二Ｆ

ＢＬＵＥ　ＷＯＲＬＤ合同会社

代表社員　樋口　莉奈

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千九百九十八万四千円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十八日であり、株主総会の決議は、令和八年七月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://bankey.jp

令和八年七月二十四日

東京都千代田区西神田二丁目一―八―一二Ｆ

株式会社ＢＡＮＫＥＹ

代表取締役　阪本　善彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百七十万円減少させ、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十四日

掲載頁　五十七頁（号外第一五七号）

令和八年七月二十四日

東京都台東区上野三丁目二四番六号

株式会社マーケティングディレクションズ

代表取締役　藤田　一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三億八千五百七十六万五千円減少し、また、これに加えて本日から令和八年八月三十日までの間を効力発生日とする資本金の額の増加を伴う事由が生じた場合には、これにより増加する資本金の額と同額分の資本金を減少し、資本金の額を金一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十五日

掲載頁　一一七頁（号外第八号）

令和八年七月二十四日

東京都港区芝公園二丁目三番六号五階

ドクターズ株式会社

代表取締役　柳川　貴雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十四日

東京都港区赤坂一丁目五番一五号溜池アネックス四Ｆ

株式会社ＮＯＡＨ

代表取締役　遠藤　龍

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百四十三億六千八百五十二万七千百六十六円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十八日であり、株主総会の決議は令和八年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.foc.co.jp

令和八年七月二十四日

東京都品川区北品川六丁目七番二九号

富士石油株式会社

代表取締役　前田　健也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月二十四日

東京都中央区日本橋二丁目一五番八号

合同会社スカイライン・アドバイザーズ

代表社員　廣澤　幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千二百万円減少させ、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十四日

掲載頁　六十三頁（号外第一五七号）

令和八年七月二十四日

大阪府堺市北区百舌鳥梅町三丁四四番地七

株式会社ＳＴＵＤＩＯ　ＡＲＣ

代表取締役　藤田　一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十四日

大阪市東淀川区豊里四丁目三番一三号四丁目矢森マンション四〇一号

合同会社ＴＭＥ

代表社員　松田　哲

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千七百七十七万二千百二十円減少し三千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年七月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十一日

掲載頁　八十七頁（号外第一〇四号）

令和八年七月二十四日

大阪府吹田市江坂町一丁目二三番四三号

シルバーエッグ・テクノロジー株式会社

代表取締役社長　岩田　進

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十八日であり、株主総会の決議は、令和八年七月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十四日

山口県岩国市南岩国町一丁目二九番三二号

有限会社鈴鹿

代表取締役　松前　洋治

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年八月二十八日を効力発生日とする壽生コン株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を停止条件として、本株式交換による資本準備金の増加額金五億一千二百五十万九千二十一円を減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十八日

掲載頁　八十一頁（号外第一一八号）

令和八年七月二十四日

千葉市中央区都町八丁目六番一七号

寿商事株式会社

代表取締役　藤代　忠実

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額九億七千七百五十七万九千五十二円の全額を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を零円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月二十四日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一二号

スペースシャワーＳＫＩＹＡＫＩホールディングス株式会社

代表取締役　林　吉人

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金二〇、〇〇〇、〇〇〇円減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えることといたしました。

なお、本件に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

また、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十日

掲載頁　一二二頁（号外第一五五号）

令和八年七月二十四日

静岡県磐田市向笠竹之内一三一五番地の一四

トヨテツオーミ株式会社

代表取締役　榊原　禎弘

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八千七百六十九万七千八百四十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十二日

掲載頁　一三八頁（号外第一三六号）

令和八年七月二十四日

福岡市早良区百道浜四丁目三一番一―二四〇七号

株式会社條島商事

代表取締役　條島　和孝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千四百四十九万三千七百五十円（この全額を資本準備金とする。）減少し、さらに資本準備金の額を七億九千三百五十九万八百四十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月十五日

掲載頁　一一八頁（号外第二七三号）

令和八年七月二十四日

北海道帯広市西八条南十八丁目三番地四

株式会社ファームノート

代表取締役　小林　晋也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三一四、〇〇〇、〇〇〇円、資本準備金の額を四〇二、八五〇、三五四円減少し、それぞれ一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円、九九、一九八、二一七円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年五月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十五日

掲載頁　八十四頁（号外第一五八号）

令和八年七月二十四日

東京都渋谷区南平台町五番六号

東急スポーツシステム株式会社

代表取締役　佐藤　悠歩

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四億八千九百九十九万九千円、資本準備金を金四億九千九百九十九万九千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十九日

掲載頁　七十五頁（号外第一三五号）

令和八年七月二十四日

東京都渋谷区恵比寿四丁目三番一号

株式会社ＯＧＲ

代表取締役　小椋　智子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千四百四十万円、資本準備金の額を九千八百万円減少し、それぞれ一億六千七百六十万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月二十四日

掲載頁　三頁

令和八年七月二十四日

東京都千代田区大手町一丁目二番一号

三井物産デジタルコモディティーズ株式会社

代表取締役　見市　礁

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千四百二十四万九千四百三十四円、資本準備金の額を一億八千四百十四万九千四百三十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月十五日

掲載頁　七十一頁（号外第一五八号）

令和八年七月二十四日

東京都新宿区四谷三栄町九番六号四谷三栄町スクエア四階

ＫＨ株式会社

代表取締役　堀口　圭

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億四千三百六十二万千六百八十六円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とし、資本準備金の額を十一億五千三百七万七百八十八円減少し、減少する資本準備金の額全額を欠損填補に充当することにし、それぞれ一億円、二十四億五千三百十七万六千五百八十四円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に増資を行い現在の資本金の額は十六億四千三百六十二万一千六百八十六円、資本準備金の額は二十億六千二百六十二万五千六百八十六円となっております。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　一一九頁（号外二七二号）

令和八年七月二十四日

東京都中央区晴海一丁目八番八号

株式会社エスポリア

代表取締役　李　寧寧

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年七月二十四日

愛知県名古屋市中村区名駅二丁目三八番二号

株式会社Ｓｕｎｎｙ　Ｐｌｕｓ

代表取締役　日髙　力哉

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十四日

東京都世田谷区南烏山四丁目二七番九号

株式会社ナリシゲ

代表取締役　成茂　光子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十四日

岐阜県郡上市八幡町殿町一六六番地

株式会社水のまち郡上八幡

代表取締役　伊藤　栄作

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十四日

静岡県伊東市弥生町三番一一号

株式会社かのや商店

代表取締役　大城　一朗

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十四日

名古屋市熱田区金山町一丁目七番五号

株式会社コスモルート

代表取締役　島本　鉄弥

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十四日

大阪府高槻市芝生町一丁目二三番六号

機電株式会社

代表取締役　小畑　武史

合併につき株券等提出公告

当社は、昭和飛行機工業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年八月二十六日までに当社にご提出下さい。

令和八年七月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

株式会社ＢＣＪ－４９

代表取締役　森本　大

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金子敏文が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十四日

横浜市港北区新横浜二丁目一〇〇番地四五

新横浜中央ビル

パルシックジャパンリミテッド

日本における代表者　金子　敏文

合併公告及び合併につき株券等提出公告

債権者及び株主等関係者各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和八年六月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十四日
掲載頁　六十四頁（号外第一五七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十四日
掲載頁　六十四頁（号外第一五七号）

また、乙は甲と合併して解散いたしますので、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十月一日までに乙にご提出ください。

令和八年七月二十四日

熊本県八代市福正元町八番一七号
（甲）日本製紙八代サポート株式会社
代表取締役　山本　武明

熊本県八代市日置町六三三番地
（乙）日本製紙八代紙工株式会社
代表取締役　池内　亨

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二十二億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十七日
掲載頁　四十九頁（号外第九十一号）
令和八年七月二十四日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
トーキョー・ネスト特定目的会社
取締役　八角　浩史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千九百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月六日
掲載頁　六十頁（号外第二二三号）
令和八年七月二十四日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
ジェイロジスティック特定目的会社
取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を千九百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0100/index.html

令和八年七月二十四日
東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク
ヒルズ仙石山森タワー四〇階
アプレフ・ジャパン・ワン特定目的会社
取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千八百三十二万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0101/index.html

令和八年七月二十四日
東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク
ヒルズ仙石山森タワー四〇階
アプレフ・ジャパン・ツー特定目的会社
取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億二千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和八年五月十四日付官報号外第一〇七号の六十五頁に掲載されています。

令和八年七月二十四日
東京都港区西新橋一丁目二二番五号六階
ＫＤＣＲ　Ｔｏｋｙｏ　２特定目的会社
取締役　鎌形　武彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十三億七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和八年四月二十七日付官報号外第九十八号の一〇九頁に掲載されています。

令和八年七月二十四日
東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー
江坂インベストメンツ特定目的会社
取締役　中村　武

債権申出の公告（第一回）

当企業年金基金は、令和八年七月一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日
東京都江東区木場一丁目五番一号
フジクラ企業年金基金
清算人　吉野　正人

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

なお、甲はこの合併の効力発生日をもって、商号を株式会社大協ＳＫＧに変更します。

この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十七日
掲載頁　四頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十四日
掲載頁　四頁
令和八年七月二十四日
大阪市港区波除六丁目四番三号
（甲）大協通運株式会社
代表取締役　合田　明弘
大阪市港区弁天六丁目四番一号
（乙）三協グループ株式会社
代表取締役　合田　明弘

訂正公告

令和八年六月三十日掲載（号外第一四五号）のＡＮＡコンポーネントテクニクス株式会社に係る第三十六期決算公告中、「（うち当期純利益）」とあるは「（うち当期純損失）」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月二十四日
東京都大田区羽田空港三丁目五番五号
ＡＮＡコンポーネントテクニクス株式会社
代表取締役社長　八木　俊樹

訂正公告

令和八年六月二十三日（号外第一三七号）掲載の不在者財産管理人による供託公告中、不在者の住所「東京都江戸川区亀戸八丁目二一番七号斉藤コーポ二〇一」とあるは「東京都江東区亀戸八丁目二一番七号斉藤コーポ二〇一」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月二十四日
事務所東京都中央区八丁堀四丁目一番三号
宝町ＴＡＴＳＵＭＩビル五階　岩崎・本山
法律事務所
不在者財産管理人　弁護士　本山　正人

取消公告

令和八年六月二十二日掲載の資本金及び準備金の額の減少公告は取消します。

令和八年七月二十四日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号
株式会社エニトグループ
代表取締役　野辺　一也

正誤

ページ	段	行	誤	正
一五二			第七条の二	第七条の三
〃			欄中第九条表改正後	欄中第三条表改正後
〃			欄中第九条表改正前	欄中第三条表改正前
一六一			欄中第三条表改正後	欄中第九条表改正後
〃			欄中第三条表改正前	欄中第九条表改正前

（原稿誤り）